



熱中症対策に関するお知らせ

厚生労働省より 2025 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生規則「職場における熱中症対策強化について」において、WBGT（暑さ指数）が 28℃以上、または気温が 31℃以上の環境下で、連続して 1 時間以上または 1 日 4 時間を超える作業が見込まれる場合、熱中症対策を講じることが義務付けられております。

当倶楽部においても、熱中症対策として WBGT 値を **30 分ごとに計測**しており、同値が **3 回連続で 33 を超えた場合には、キャディの就業を中止**させていただきます。

倶楽部といたしましては、このような状況下でのプレー継続は推奨いたしません。プレーをご希望される場合は、お客様ご自身の責任において、手引きカートまたは電動カート(追尾カートを除く)によるセルフプレーは可能です。

尚、セルフプレーに切り替える際は代わりのカートをお届けいたしますが、到着までの間は安全確保の為、日陰・避雷舎・売店などで待機いただきますようお願いいたします。

ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

プロキャディ委員会
総支配人